

インフルエンザの出席停止期間について

生徒がインフルエンザにかかったと医療機関等で診断が下りた場合、
学校保健安全法施行規則第18条・19条に基づき、
下記の期間は「出席停止」となり(欠席にはなりません)、自宅で休養していただくことになります。

登校復帰にあたっては

- ①発症した後5日を経過し かつ ②解熱した後2日を経過していることが必要となります。
(新型コロナウイルス感染症とは期間が異なります)

ケース例	発症初日	発症後5日間					発症後5日が経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	自宅療養		登校可		
	出席停止						登校可能		
発症後 2日目に 解熱した 場合	発熱		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	自宅療養	登校可		
	出席停止						登校可能		
発症後 3日目に 解熱した 場合	発熱			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可		
	出席停止						登校可能		
発症後 4日目に 解熱した 場合	発熱				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	
	出席停止							登校可能	
発症後 5日目に 解熱した 場合	発熱					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可
	出席停止								登校可能

※「解熱」とは、お薬を使わなくても体温が平常時の値まで戻ることです

※「発症日」とは、医療機関を受診した日ではなく、インフルエンザの症状(発熱など)が始まった日です
診断された主治医にご確認ください

登校復帰時には、「学校感染症による欠席届」を記入の上、担任に提出してください

(書式は、HPにありますのでプリントアウトしてご活用ください。用紙は職員室に用意してあります)